

「令和3年福島県沖地震による災害」に係る商業機能回復支援補助金 令和3年度申請受付の御案内

宮城県では、「令和3年福島県沖地震による災害」により甚大な被害を受けた事業者の方々が、店舗を復旧（補修や建替、借上店舗の内装など）するために必要な費用の一部を補助します。

＜ご注意＞

補助金の申請ができるのは、要件を満たす方に限られます。

なお、補助金の支払いは、施設・設備の復旧が完了し、工事代金等の支払いが終わった後になります。

さらに、補助金を使って購入・修理した施設や設備は、県の許可がなければ譲渡や処分をすることができません。

※要件を満たせば、すでに復旧を終えている施設・設備についても対象となります。

補助対象者 ○次のすべてに当てはまる中小企業者

- ①卸売業、小売業、飲食業、サービス業 等に従事
- ②施設[店舗、事務所等]の被害が全壊又は大規模半壊
- ③被災した施設及び復旧する施設の所在地が県内
- ④県が実施する施設設備関連支援事業を利用していない
- ⑤補助対象経費（受領した保険金等を差し引いた額）が200万円（税抜）以上

補助対象経費 ○施設・設備の復旧に要する経費

（※借上経費は、対象となりませんので、
御注意ください。）

補助率 ○施設の被災程度が「全壊」の場合

補助対象経費の45%以内
上限270万円 下限90万円

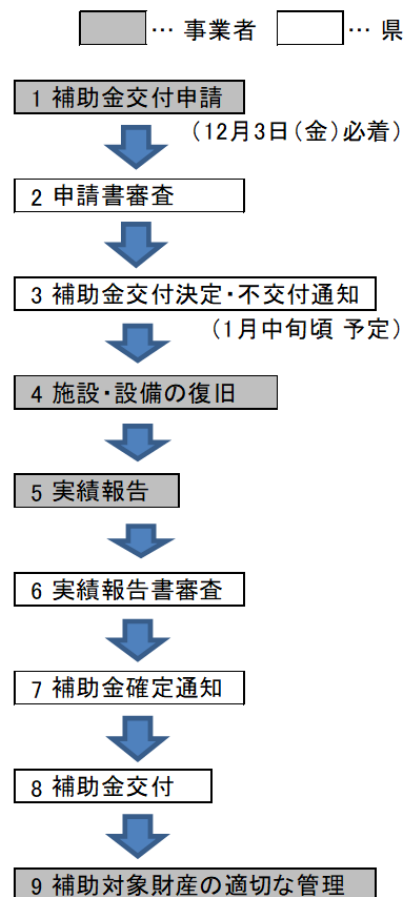
○施設の被災程度が「大規模半壊」の場合

補助対象経費の35%以内
上限210万円 下限70万円

申請受付期間 ○令和3年11月1日（月）～

令和3年12月3日（金）

＜申請から交付までの流れ＞



問い合わせ先

宮城県 経済商工観光部 商工金融課 商業振興班

電話：022-211-2746（直通） FAX：022-211-2749

Eメール：syokokins@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/

補助金の申請ができる方の要件

▽補助金を申請できるのは、次のすべてに当てはまる中小企業者です。

- ①災害時に卸売業、小売業、飲食業、運輸業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、サービス業を営んでいた方
(対象になる業種、ならない業種の主なものは下記のとおりですが、詳しくは県ホームページ等に掲示する補助金募集要領を御覧いただくか、お問い合わせください。)
(複数の業種にまたがる場合は、主たる(売上高の最も多い)業種で判断します。)
- ②施設[店舗、事務所等]の被害が全壊又は大規模半壊である方
(原則として、市町村が発行する罹災証明書が必要です。)
- ③被災した施設及び復旧する施設の所在地が県内である方
- ④県が実施する「令和3年福島県沖地震による災害」における施設設備関連の復旧等の補助事業を利用していない方
- ⑤補助対象経費(受領した保険金等を差し引いた額)が200万円(税抜)以上の方

■対象となる主な業種■

卸問屋、小売店、飲食店、運送業、理美容業、保険代理店、建設業、助産所、療術業、歯科技工所、消毒業、自動車整備業 など

■対象とならない主な業種■

農業、林業、漁業、製造業、宿泊業、病院、診療所、保育所、福祉・介護施設、金融業、など

補助対象経費

▽補助金の対象になるのは、「店舗」の復旧(補修、建替、借上店舗の内装費)と、その店舗の中に設置する「設備」の復旧に要する経費です。(※借上経費は対象外です。)

▽他の事業者に貸し出すための店舗(貸店舗)は対象になりません。

▽「設備」については事業者の資産として計上するものに限りません。(備品などは対象になりません。)また、補助事業以外の用途にも使用可能なものは対象になりません。

■対象となる主な経費■

店舗補修費、店舗建替費、借上店舗内装費、設備修繕費、設備入替費

■対象となる主な設備■

商品陳列棚、厨房設備、理容椅子

■対象とならない主な経費■

土地購入費、土地造成費、借上店舗の家賃

■対象とならない主な設備■

パソコン、車両、船舶
(他の用途に使用可能であるため。)

申請書類

▽下記ホームページからダウンロードできます。また、申請書提出先でも配布します。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>

申請受付期間 申請書提出先

▽令和3年11月1日(月)から令和3年12月3日(金)まで

※ 平日午前9時から午後5時までの受付となります。

※ 郵送の場合は「県庁商工金融課」あて送付してください。

▽提出先

■県庁担当課■

○宮城県経済商工観光部 商工金融課
仙台市青葉区本町 3-8-1 [Tel.022-211-2746]

■最寄りの県地方振興事務所■

○大河原地方振興事務所 地方振興部
大河原町字南 129-1 [Tel.0224-53-3199]

○仙台地方振興事務所 地方振興部
仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 [Tel.022-275-9114]

○北部地方振興事務所 地方振興部
大崎市古川旭 4-1-1 [Tel.0229-91-0744]

○北部地方振興事務所 栗原地域事務所 地方振興部
栗原市築館藤木 5-1 [Tel.0228-22-2195]

○東部地方振興事務所 登米地域事務所 地方振興部
登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 [Tel.0220-22-6112]

○東部地方振興事務所 地方振興部
石巻市あゆみ野 5丁目7番地 [Tel.0225-95-1414]

○気仙沼地方振興事務所 地方振興部
気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 [Tel.0226-24-2593]